

社会福祉法人中筋保育園役員等報酬規程

役員会のほか、中筋保育園の本部ならびに施設の運営及び業務全般に亘る指導・管理の職務を遂行する役員に対する報酬の支給内規を次のとおり定める。

1 報酬額

(1) 理事長以下役員等の報酬は年額とする。

(2) 報酬額	理事長	50,000円
	理事長代理	20,000円
	理事	10,000円
	監事	10,000円
	評議員	5,000円

2 支給方法

(1) 原則として、年度末に支給するものとする。

3 実費弁償

役員会等に出席する役員等の交通費は支給しないが、出張や研修会等に参加する場合は、報酬とは別に実費費用を支給するものとする。

4 付則

(1) この規程は、平成8年4月1日から施行する。

(2) この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

(3) 平成11年12月9日一部改正

(4) 平成12年5月22日一部改正

(5) 平成21年7月17日一部改正し、平成21年4月1日から施行する。

ただし1(2)報酬額のうち、評議員の報酬については、平成29年4月1日から施行する。